

新型コロナウイルス対策（23日付赤道ギニア政令）

- 23日、赤道ギニア政府は、新型コロナウイルス対策に関する追加措置を発表しました。
- これにより、外出の制限、車両の乗車人員の制限などが新たに設けられました。

追加措置の概要は以下のとおりです。

- 1-1 本政令有効の間、国内における市民の不要不急な外出を制限する。
- 1-2 国内に在住の国民及び在留外国人は、この警戒対策が有効な期間、自宅に留まることが求められる。
- 1-3 治安当局は、上級庁の指示に従い、本対策が遵守されるよう監視する。
  
- 2-1 外出は、仕事、医療機関・薬局・スーパーマーケット、生活必需品の販売の場合に認められる。これらの外出は、個々に行われなければならない。
- 2-2 自家用車の運転は、上記目的の場合に認められる。この場合、乗車人員は2名を超えてはならない。
- 2-3 内務・地方自治体省は、高速道路又はその区間の閉鎖を決定することができる。
  
- 3 今月1日以降、検疫を受けず入国した全ての国民と外国人は、保健当局に申告し必要な措置を受けなければならない。
  
- 4 一か所に10人以上が集まる祝賀行事自粛の推奨は、継続される。
  
- 5-1 調理された料理を提供しないバー及びレジジャー・娯楽施設（見本市、ディスコ、パブ、カジノ、公園、プールなど）は、終日閉鎖される。レストランと公共食堂は除外するが、一度に10名以上の入店はできない。
- 5-2 治安当局は、上記開店に関する規制が遵守されるよう監視する。
  
- 6-1 大衆の接触を防ぐため、都市部及び都市間のバス及びミニバスによる公共交通を禁止する。
- 6-2 同様に、タクシーの乗客は1人までとし、業務用小型トラックの乗客は2人までとする。
  
- 7 全ての行政サービスは、疑い例が発見された場合、直ちに新型コロナウイルス対

策・監視専門委員会に報告することを前提に、維持される。

症状を示した市民は、電話番号「222 27 38 15」か「222 51 70 30」に電話し、保健当局に通報しなければならない。

8 全ての社会構成員は、これら対策が厳守されるよう、政府及び保健・社会福祉省の取組にできる限り貢献することが求められる。

都市や市区町村の責任者、家族の長は、これら指示を遵守させる監督責任を負う。

9 ウイルスの感染と拡散を防ぐため、国内に居住する全ての市民は、新型コロナウイルス対策・監視専門委員会の指示に従わなければならない。

これら強化措置の遵守は強制であり、本日23日付で効力を発し、感染の進展次第で更新が可能である。

#### 【追加条項】

1 保健・社会福祉省、内務・地方自治体省、国内治安省、法務・宗教・刑務所省、民間航空省、教育・高等教育・スポーツ省、文化・観光・手工業促進省及び外務・協力省は、本政令の適用に必要なあらゆる措置を取る権限を付与されている。

2 新型コロナウイルス対策・監視委員会は、今回の危機をフォローしている間、本政令の措置の遵守を監視する権限が与えられている。

#### 【廃止条項】

これらの対策は、新型コロナウイルスのパンデミックによる、赤道ギニアで発生した陽性の感染者数の増加及び世界的な危機の拡大の結果である。本政令に反する同列もしくは、下位のあらゆる措置は廃止される。

#### 【最終規定】

本規程は、メディアや官報による公表を待つことなく、3月23日から施行される。

各国・地域による入国制限等の状況については、リンクや現地報道などをご確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

また、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された方は、当館までご一報ください。

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000848.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html)

参考：外務省海外安全 HP（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：赤道ギニア政府HP

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

本件問い合わせ先

在ガボン日本国大使館 領事班（赤道ギニア兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38